

令和7年度決算に基づく健全化判断比率の状況について

(単位：％)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
131113	東京都	大田区	－ (-4.41)	－ (-5.21)	-0.9	－ (-61.1)

(注1)実質赤字比率及び連結実質赤字比率における『－』は黒字を示す。
(注2)将来負担比率における『－』は、将来負担額よりも充当可能財源が多いことを示す。
(注3)実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率の括弧内の比率は、算出した比率を実数で表したものである。

(単位：％)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、上記のとおり健全化判断比率を監査委員の意見書を付して報告する。

令和8年9月15日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

(写)

8大監発第10166号
令和8年8月27日

大田区長
鈴木晶雅様

大田区監査委員	後藤	清
大田区監査委員	菊池	努
大田区監査委員	松原	秀典
大田区監査委員	犬伏	秀一

令和7年度 大田区財政健全化に関する審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和7年度大田区財政健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

令和 7 年 度

(2025 年度)

大田区財政健全化に関する審査意見書

大田区監査委員

令和7年度大田区財政健全化に関する審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和7年度大田区財政健全化判断比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和8年8月27日

大田区監査委員	後 藤	清
大田区監査委員	菊 池	努
大田区監査委員	松 原	秀 典
大田区監査委員	犬 伏	秀 一

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された令和7年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、大田区監査基準に準拠して審査した。

2 審査の期間

令和8年6月1日から同年8月24日まで

3 審査の方法

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として、計数の確認、証拠書類等の照合及び説明聴取等により審査を実施した。関係部局等からの説明聴取は、令和8年8月14日に実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ正確であり適正に作成されているものと認めた。

（単位：％）

健全化判断比率	令和7年度	令和6年度 （参考）	令和5年度 （参考）	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率 〈一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率 〈一般会計等の実質赤字額に3公営事業会計の資金不足額の合計を加えた、連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率 〈一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3か年の平均〉	△0.9	△2.3	△2.1	25.0	35.0
将来負担比率 〈一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率〉	—	—	—	350.0	

【備考】 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担比率がない場合は、総務省の記載要領により「—」で表示した。

第3 意見

令和7年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政が健全であることを認めた。

報告第 39 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

番号	件 名	賠償金額	概 要
		専 決 処 分 日	
1	区立中学校の修学旅行中における物損事故	34 万 7,242 円	令和 7 年 10 月 1 日午後 8 時 10 分頃、区立南六郷中学校の修学旅行中、相手方が運営する宿泊施設の浴室において、同校の生徒が浴槽にシャンプー等を投入し、当該浴槽内を走り回ったこと等により、相当量の泡が発生し、当該浴槽のろ過装置が破損した。 (教育総務部)
		令和 8 年 8 月 7 日	

報告第 40 号

審査請求の却下の報告について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり審査請求を却下したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 4 第 4 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

- 1 審査請求人 大田区在住者
- 2 処分庁 大田区長
- 3 審査請求の年月日 令和 7 年 2 月 25 日
- 4 審査請求の趣旨

処分庁が令和 7 年 2 月 25 日付けで審査請求人に対して行った大田区立の高齢者福祉施設の利用承認取消処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

- 5 却下裁決の年月日 令和 8 年 7 月 31 日
- 6 却下の理由

令和 7 年 12 月 25 日付けで処分庁が本件処分を取り消したことにより、審査請求人の不服申立ての利益が失われたため。

報告第 41 号

大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生^{さい}犀星資料館改築その他工事請
負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 97 億 6,800 万円

今回変更後金額 金 99 億 3,229 万 6,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 8 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立馬込第三小学校及
び仮称大田区室生^{さい}犀星資料館改築その他工事請負契約について、令和 8 年 3 月か
ら適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針
に基づき、契約金額を変更した。

報告第 42 号

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約の専決処
分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 33 億 7,700 万円
第 1 回変更後金額	金 33 億 3,546 万 4,000 円
第 2 回変更後金額	金 33 億 6,845 万 3,000 円
第 3 回変更後金額	金 34 億 5,186 万 6,000 円
第 4 回変更後金額	金 34 億 6,757 万 4,000 円
今回変更後金額	金 34 億 9,622 万 9,000 円

2 工 期

当 初 工 期	令和 8 年 7 月 31 日
第 1 回変更後工期	令和 8 年 8 月 14 日
第 2 回変更後工期	令和 8 年 9 月 30 日
今回変更後工期	令和 8 年 12 月 25 日

3 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校
校舎改築その他工事（Ⅰ期）請負契約について、中東情勢の変化による影響を受

け、必要資材の納期が未定となり、改めて工期を変更する必要が生じたため、一部変更した。

報告第 43 号

大田区立安方中学校校舎改築その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 21 億 9,450 万円

今回変更後金額 金 22 億 2,786 万 3,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 8 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立安方中学校校舎改築その他工事（Ⅱ期）請負契約について、令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 44 号

大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 12 億 1,000 万円
第 1 回変更後金額	金 11 億 9,617 万 3,000 円
第 2 回変更後金額	金 11 億 8,714 万 2,000 円
第 3 回変更後金額	金 11 億 8,967 万 2,000 円
今回変更後金額	金 12 億 210 万 2,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 6 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約について、戸籍住民課の事務機能の一部が移転することに伴い、5 階の内装改修を行う必要が生じたため、一部変更した。

報告第 45 号

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その
他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 8 億 2, 478 万円
第 1 回変更後金額	金 8 億 4, 471 万 2, 000 円
今回変更後金額	金 8 億 6, 574 万 4, 000 円

2 工 期

当 初 工 期	令和 8 年 7 月 31 日
今回変更後工期	令和 8 年 8 月 21 日

3 専決処分日

令和 8 年 7 月 29 日

（説明）

令和 7 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立入新井第一小学校
及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約について、
建設発生土の処分量を変更したこと及び中東情勢の変化による影響を受け必要資
材の納期が未定となり工期を変更する必要性が生じたことなどのため、一部変更し
た。

報告第 46 号

大田区立南六郷くすのき園大規模改修工事（長寿命化）請負契約の専決処
分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 7 億 3,700 万円

今回変更後金額 金 7 億 4,288 万 5,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 8 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立南六郷くすのき園
大規模改修工事（長寿命化）請負契約について、令和 8 年 3 月から適用する公共
工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約
金額を変更した。

報告第 47 号

仮称大田区西蒲田七丁目複合施設新築その他工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 6 億 9,553 万円

第 1 回変更後金額 金 6 億 9,875 万 3,000 円

今回変更後金額 金 7 億 456 万 1,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、仮称大田区西蒲田七丁目複合施設新築その他工事請負契約について、電柱の管理事業者との協議の結果、仮設電柱の設置等の工法を変更したため、一部変更した。

報告第 48 号

大田区立仲六郷小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 1,065 万円

今回変更後金額 金 2 億 1,222 万 3,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 8 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立仲六郷小学校外壁
改修その他工事（Ⅱ期）について、令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務
単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更し
た。

報告第 49 号

大田区立池上第二小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分
の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 119 万円

今回変更後金額 金 2 億 348 万 9,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 8 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立池上第二小学校外
壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について、令和 8 年 3 月から適用する公共工
事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金
額を変更した。

報告第 50 号

大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生^{さい}犀星資料館改築その他電気設備工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 10 億 9,450 万円

今回変更後金額 金 11 億 2,179 万 1,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 8 年第 2 回区議会定例会において議決された、大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生^{さい}犀星資料館改築その他電気設備工事請負契約について、令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 51 号

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事（Ⅰ期）請負契約
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 4 億 6, 200 万円
第 1 回変更後金額	金 4 億 6, 625 万 7, 000 円
今 回 変 更 後 金 額	金 4 億 7, 520 万円

2 工 期

当 初 工 期	令和 8 年 7 月 31 日
第 1 回変更後工期	令和 8 年 8 月 14 日
第 2 回変更後工期	令和 8 年 9 月 30 日
今 回 変 更 後 工 期	令和 8 年 12 月 25 日

3 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校
校舎改築その他電気設備工事（Ⅰ期）請負契約について、中東情勢の変化による
影響を受け、必要資材の納期が未定となり、改めて工期を変更する必要性が生じた
ため、一部変更した。

報告第 52 号

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（Ⅰ期）請負契約
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 5 億 8,300 万円
第 1 回変更後金額	金 6 億 2,317 万 2,000 円
第 2 回変更後金額	金 6 億 2,656 万円
今回変更後金額	金 6 億 3,231 万 3,000 円

2 工 期

当 初 工 期	令和 8 年 7 月 31 日
第 1 回変更後工期	令和 8 年 8 月 14 日
第 2 回変更後工期	令和 8 年 9 月 30 日
今回変更後工期	令和 8 年 12 月 25 日

3 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校
校舎改築その他機械設備工事（Ⅰ期）請負契約について、中東情勢の変化による
影響を受け、必要資材の納期が未定となり、改めて工期を変更する必要性が生じた
ため、一部変更した。

報告第 53 号

大田区ふれあいはすぬま校舎棟取壊しその他工事請負契約の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 4 億 4,253 万円

今回変更後金額 金 4 億 4,867 万 9,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 8 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区ふれあいはすぬま校舎棟取壊しその他工事請負契約について、令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づき、契約金額を変更した。

報告第 54 号

大田区立安方中学校校舎（棟番号①－1 ほか）取壊し工事請負契約の専決
処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 3 億 8,500 万円

今回変更後金額 金 3 億 8,929 万円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 7 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立安方中学校校舎（棟
番号①－1 ほか）取壊し工事請負契約について、アスベスト含有建材を処理する
必要が生じたため、一部変更した。

報告第 55 号

大田区区民活動支援施設大森校舎棟その他取壊し工事請負契約の専決処分
の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 3 億 2,890 万円

今回変更後金額 金 3 億 2,741 万 5,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 7 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区区民活動支援施設大
森校舎棟その他取壊し工事請負契約について、一部建材にアスベストが非含有で
あることが判明し、当該処理が不要になったため、一部変更した。

報告第 56 号

大田区立石川台中学校校舎（棟番号⑰ほか）取壊し工事請負契約の専決処
分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 1 億 6,830 万円

今回変更後金額 金 1 億 7,152 万 3,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 7 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区立石川台中学校校舎
（棟番号⑰ほか）取壊し工事請負契約について、地中障害物が発見され、撤去処
分する必要が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第 57 号

大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－１ほか）取壊し工事請負契約
の専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 15 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 2 億 5,905 万円

今回変更後金額 金 2 億 6,150 万 3,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 7 月 24 日

（説明）

令和 8 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立入新井第二小学校
校舎（棟番号①－１ほか）取壊し工事請負契約について、令和 8 年 3 月から適用
する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置に対する大田区対応方針に基づ
き、契約金額を変更した。